

議 第 4 号

带状疱疹ワクチンの定期接種化等を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者の体内に潜伏する水痘・带状疱疹ウイルスが加齢や疲労、ストレス等により再活性化し、痛みや皮膚の水ぶくれを引き起こすもので、入院治療が必要になることや、皮膚の症状が治まった後も痛みが長期間続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症を発症すること、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴等を引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われている。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の9割以上が保有し、その発症率は、50歳代から高くなり、80歳までに3人に1人が発症するとも言われる中、発症を予防する带状疱疹ワクチンについては、国の公費負担による予防接種制度がなく、ワクチン接種を希望する者は高額な接種費用を自己負担することとなるため、接種をためらう者も少なくない。

こうした中、平成28年度から、厚生労働省の厚生科学審議会では、予防接種法に規定する定期接種の対象疾病に带状疱疹を追加し、ワクチン接種に対する公費負担を開始するとした場合の適切な接種対象年齢等について、議論が行われてきたところだが、未だ結論には至らず、定期接種化による公費負担や助成制度の創設は実現していない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、带状疱疹の発症を抑制し、国民の健康を守るため、一定の年齢層に対する带状疱疹ワクチンの有効性等を早急に確認し、予防接種法に基づく定期接種化やワクチン接種に係る助成制度の創設を実現するよう強く要請する。